規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律
規　制　の　名　称：第一種指定電気通信設備制度における加入者回線の設置割合を算定する区域等の見直し
規　制　の　区　分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止　※いずれかに○印を付す。
担　当　部　局：総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部　料金サービス課
評 価 実 施 時 期：令和４年３月

１　規制の目的、内容及び必要性

①　規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

①加入者回線の設置割合を算定する区域の見直し

制度導入当時は、①電話トラヒックが通信サービスの大半を占めており、その電話トラヒックの約８割が同一都道府県に終始していたこと、②そういった利用実態を踏まえ、電話設備を念頭に置いたネットワークが概ね都道府県を単位として構成されており、それを前提に接続についても都道府県単位で行われることが一般的であったことから、単位指定区域（※１）を都道府県とすることが適当とされていた。

しかし、現在は、通信サービスの中心が電話からインターネットへ移行しており、インターネットについては県内に閉じる通信はほとんどなく、また、電話の利用についても同一都道府県内に終始するトラヒックの割合が 60%弱まで減少していることやＰＳＴＮのＩＰ網への移行に伴いネットワーク構成及び接続の実態が都道府県単位ではなくなってきている等の現在の状況を踏まえ、制度の在り方を見直す必要が生じている。

このような状況において、今回の法改正（以下「本改正」という。）を行わず、現状の実態に即した指定を行うことが困難となることにより、接続料及び接続料の公平性・透明性、接続の迅速性等を担保することが困難となり、ひいては我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響が及ぶ状況をベースラインとする。

※１　加入者回線の設置割合を算定する区域。当該区域における加入者回線の設置割合が 50%を超える電気通信事業者が設置する加入者回線及びそれと一体として設置される電気通信設備の総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのでき

ない電気通信設備として総務大臣が指定できる。

②第一種指定電気通信設備[※2]の指定対象となる加入者回線以外の電気通信設備の見直し

ＩＰ網移行後の音声通信について、接続点が東京、大阪の２か所になることにより、ＮＴＴ東日本については大阪府、ＮＴＴ西日本については東京都にもゲートウェイルータ（ＩＰ音声用）（以下「ＧＷＲ」という。）を設置することとなる。当該ＧＷＲは他事業者が不可避的に利用せざるを得ない設備であるが、第一種指定電気通信設備については、現在の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条に基づき、固定端末系伝送路設備の占有率が50%を超える単位指定区域内の設備を指定することとなっていることから、単位指定区域外に設置されるこれらのＧＷＲは第一種指定電気通信設備として指定できない。

このような状況において、本改正を行わず、当該ＧＷＲを指定できないことにより、当該ＧＷＲとの接続に関する接続料及び接続料の公平性・透明性、接続の迅速性等を担保することが困難となり、ひいては我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響が及ぶ状況をベースラインとする。

※２　加入者回線を相当程度の規模で設置する電気通信事業者が設置する設備であって、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことの出来ない電気通信設備として、総務省令で定めるところにより指定される設備

②　課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

（課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。）

【課題及び課題の発生原因】

①　課題：（本改正を行わないと）現状の実態に即した指定を行うことが困難となる。

課題の発生原因：制度導入当時と比べ、利用者のサービス利用や電気通信事業者の設備構成（ネットワーク構成、接続点）等に大きな環境変化が生じていること。

②　課題：ＮＴＴ東日本が大阪府、ＮＴＴ西日本が東京都に設置するＧＷＲについて、第一種指定電気通信設備として指定する必要がある。

課題の発生原因：固定電話網のIP網への移行

【規制の内容】

①　第一種指定電気通信設備の指定に当たって加入者回線の設置割合を算定する区域を、現行の単位指定区域から、各電気通信事業者が加入者回線を設置する全ての都道府県（業務区域）に見直す。

②　指定の対象となる（加入者回線以外の）電気通信設備の要件について、「加入者回線を設置

する区域」以外の区域に設置されるものも含まれるようにするとともに、「加入者回線と一体として設置するもの」から「加入者回線を用いる電気通信役務を提供するために設置するもの」に変更するための見直しを行う。

２　直接的な費用の把握

③　「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用）
規律の対象となる事業者において、新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る接続約款の作成やその認可申請等に係るコストが発生するものの、当該事業者に求められる行為（接続約款の作成等）自体には追加・変更が生じるものではないことから、当該事業者にとって、本制度に係る既存の枠組みの中で対応することが十分に可能であると想定されるため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。
（行政費用）
設備の指定や、接続約款の変更認可等に係る作業が発生する行政庁側においても、上述の（遵守費用）と同様の理由から、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

④　規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和ではないため、該当せず。）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

３　直接的な効果（便益）の把握

⑤　効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

①現状の実態に即して、適切な指定を行うことができるようになる、 ②不可欠性を有する設備を適切に指定できるようになる ことで、接続料及び接続料の公平性・透明性や、接続の迅速性等の担保に資する。

⑥　可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

⑦　規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和ではないため、該当せず。）

４　副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧　当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

（副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※　波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。）

我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響が及ぶ状況を回避できる。また、競争に及ぼす影響については、本件改正は規制の内容を何ら変更するものではないが、本制度の規制自体は、競争を維持・促進することができるものである。

５　費用と効果（便益）の関係

⑨　明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

（上記２～４を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。
①　効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
②　一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
③　金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析）

本改正により追加的に発生する費用については、上記のとおり、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる一方で、本改正により接続料及び接続料の公平性・透明性や、接続の迅速性等の担保に資することとなり、便益が生ずる。 よって、本改正に伴う便益は、その費用を上回るものであり、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

６　代替案との比較

⑩　代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から

比較考量し、採用案の妥当性を説明

（ 代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。 ）

（代替案なし）

7　その他の関連事項

⑪　評価の活用状況等の明記

（ 規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。 ）

情報通信審議会　電気通信事業政策部会において、ＮＴＴ東日本・西日本や、その他の電気通信事業者からのヒアリングも踏まえて、制度の見直しについて検討を行った結果、最終答申（令和３年９月１日）において、「現在のＮＴＴ東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当。」「ＮＴＴ東日本が大阪府、ＮＴＴ西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（ＩＰ音声用）については、第一種指定電気通信設備として今後指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべき。」旨の提言があった。

８　事後評価の実施時期等

⑫　事後評価の実施時期の明記

（ 事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。
なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。 ）

改正法の施行後３年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬　事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

（　事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要）

加入者回線の設置割合、ＧＷＲに係る接続料